

# 野焼きは禁止です！

**野焼きは、「廃棄物処理法」で禁止されています。**風俗習慣上・宗教上の行事、農業を営むためにやむを得ない焼却、たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却は除きますが、周辺の生活環境に影響を及ぼす場合は、焼却中止などの改善指導の対象になります。

**違反した場合、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**のいずれか、または両方が科せられることがあります。

## なぜ、禁止？

- ・ **煙や悪臭の発生**により、近隣の生活環境に支障をきたすことがある。
- ・ **ダイオキシン等を発生させる恐れ**があり、人の健康に悪影響を与える。
- ・ 火の粉が舞い上がり、他の可燃物に引火し、**火災の原因**になる。

野焼きを発見したら、西方市民生活課（92-0308）へお知らせ下さい。

※火災発生の危険がある場合は、直ちに消防に通報してください。

家庭ごみはもちろん、木枝や雑草もごみステーションに出すことができます。

「昔から燃やしてきたから」「自分ひとりくらいなら影響ないだろう」と考えてしまわず、安全・安心なまちづくりのため、また、**皆様の健康のため**、ごみの適正処理にご協力よろしく願いいたします。

栃木市 西方総合支所内  
西方市民生活課 生活環境交通係  
TEL：92-0308